

令和 7 年度 高齢者のインフルエンザのお知らせ

町では、高齢者インフルエンザワクチンの助成を下記のとおり実施します。この予防接種は予防接種法に基づく定期予防接種ですが、義務ではありません。自らの意志と責任で希望する場合にのみ、予防接種を受けてください。

令和 7 年度からの変更点

今年度より、受託医療機関を拡大しました。

受託医療機関以外(十和田市、おいらせ町など)で接種を希望する方は、償還払い(払い戻し)の対象となります。

対象者:接種日時点で、五戸町に住所登録を有し、次のいずれかに該当する方。

- ①65 歳以上の方。
- ②60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能障害により、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能による障害により、日常生活がほとんど不可能な方。※身体障害者手帳 1 級を取得している方は、医療機関へご提示ください。

	インフルエンザワクチン
実施期間	令和 7 年 10 月 1 日(水)～令和 8 年 1 月 31 日(土) 実施期間については、各受託医療機関により異なりますので、医療機関へ直接お問合せください。また、受託医療機関のワクチンが無くなり次第終了となります。
自己負担額	1,000 円 ※生活保護世帯は無料
接種に必要なもの	①予診票(受託医療機関、役場健康増進課、各支所にあります。) ②マイナ保険証又は資格確認証書
その他	接種前に必ず予診票の裏面の説明書を読んでください。

高齢者のインフルエンザワクチン及び新型コロナワクチン定期予防接種は健康ポイント事業の対象です。

付与場所:健康増進課 ※受託医療機関では、ポイント付与は行いません。

持 ち 物:①ワクチン接種を証明できる物(接種済証明書や診療明細書等)

②「ニコカコnicocako」カード

ポイントカードをお持ちでない方は、健康増進課で発行します。



問合せ先:五戸町健康増進課 ☎62-7958